

歴史的・文化的・伝統的価値のある標章について

平成29年1月

1. 現状

建造物、絵画、彫刻、工芸品などの中には、先人から受け継がれている貴重な財産として、歴史的・文化的・伝統的価値を有し、豊かな文化の象徴となっているものも多数存在するところである。

そして、我が国では、建造物、絵画、彫刻、工芸品など、人類の文化的活動によって作られた文化的所産について、歴史上、芸術上の価値が高いもの等を文化財と位置付け、法令等により保護しているところである。¹

また、文化財以外でも、古くから親しまれている楽曲や俳句のフレーズなど、同様の価値を有すると考えられるものも存在する。

2. 商標法等における保護

上記文化財等を表した標章については、識別力の観点から需要者が商標として認識しない場合や、一私人が商標登録を受けることにより国民の反発を招く場合など、商標として独占的な権利を付与するのに適さないことも想定される。

しかしながら、これら文化財等を表した標章については、商標法上保護すべきとする明確な規定はなく、また、審査基準等でも規定されていない。

3. 今後の検討事項

今後、上記文化財等を表した標章についての取扱いについて、包括的かつ網羅的に検討を行い、独占的排他的権利である商標権を与えるのが適当ではないと考えられるものについては、適切に審査が行えるよう、また、ユーザーにとっては審査の予見可能性が高まるよう、商標審査便覧上に明記していくこととする。

以上

¹文化財保護法第2条（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）等